

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年11月18日提出
【発行者名】	ニューバーガー・パーマン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大平 亮
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	平田 貫樹
【電話番号】	03-5218-1971
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ニューバーガー・プライベート・エクイティ・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1)当初申込額 3,000億円を上限とします。 (2)継続申込額 2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】**(1)【ファンドの名称】**

ニューバーガー・プライベート・エクイティ・ファンド（以下「ファンド」といいます。）

・愛称として「ベストオブPE」という名称を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：3,000億円を上限とします。

継続申込期間：2兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

当初申込期間：1口当たり1円とします。

継続申込期間：購入基準日の基準価額とします。

「購入基準日」とは、購入申込受付期限の翌月27日（休日の場合は翌営業日）をいいます。以下同じ。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。

(6)【申込単位】

100万円以上1万円単位または100万口以上1万口単位

(7)【申込期間】

当初申込期間：2025年12月4日から2025年12月18日までとします。

継続申込期間：2025年12月19日から2026年12月1日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

ニューバーガー・バーマン株式会社

ホームページアドレス <https://www.nb.com/japan>

電話番号 03-5218-1971

（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(9)【払込期日】

当初申込期間

- ・取得申込者は、申込期間中に申込金額を販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、設定日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

外国投資証券への投資を通じて、実質的に非上場株式（プライベート・エクイティ）等への投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を目指します。

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められている「特化型運用」を行います。

ファンドが実質的に投資対象とする非上場企業の株式の中には、寄与度（市場の時価総額に占める割合）が10%を超える、もしくはを超える可能性が高い銘柄（支配的な銘柄）が存在すると考えられます。

実質的な投資が支配的な銘柄に集中することが想定されますので、当該支配的な銘柄の発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	あり ()
	年2回	日本		
年4回	北米			
年6回 (隔月)	欧州			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		
その他資産 (投資信託証券)		アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- 年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

- 日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
 その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。
3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
 グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
 日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
 ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
 ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
 為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
 為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
 日経225
 TOPIX
 その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
 ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
 条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
 ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
 その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

- 1 投資対象ファンドを通じて、実質的に北米および欧州を主としたグローバルの非上場企業の株式等への投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を目指します。
- 2 投資先企業の選定は、長期のプライベート・エクイティ運用実績を有するニューバーガー・バーマンが行います。
- 3 月次での購入・換金受付が可能です。
- 4 投資対象ファンドへの投資につきましては、為替ヘッジを行いません。

ファンドの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

複数の投資対象ファンドへの投資を通じて、主としてプライベート・エクイティ投資によるリターン獲得を追求しつつ、一定の流動性の確保も行います。



ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められている「特化型運用」を行います。

ファンドが実質的に投資対象とする非上場企業の株式の中には、寄与度(市場の時価総額に占める割合)が10%を超える、もしくはを超える可能性が高い銘柄(支配的な銘柄)が存在すると考えられます。

実質的な投資が支配的な銘柄に集中することが想定されますので、当該支配的な銘柄の発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

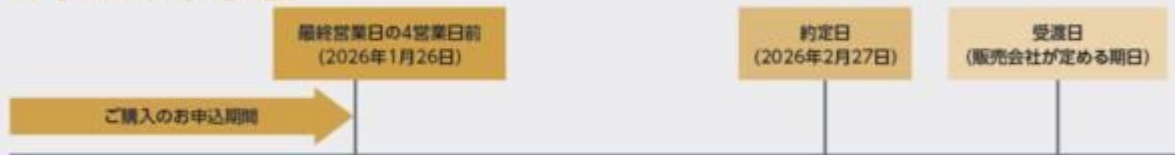
ご購入スケジュールについて

(継続申込期間)

継続申込期間における購入申込受付期限は毎月末営業日から遡って4営業日前です。ご購入価額については当該申込受付期限の翌月の27日(休業日の場合は翌営業日)における基準価額となり、受渡は販売会社が定める基準日の翌営業日以降となります。



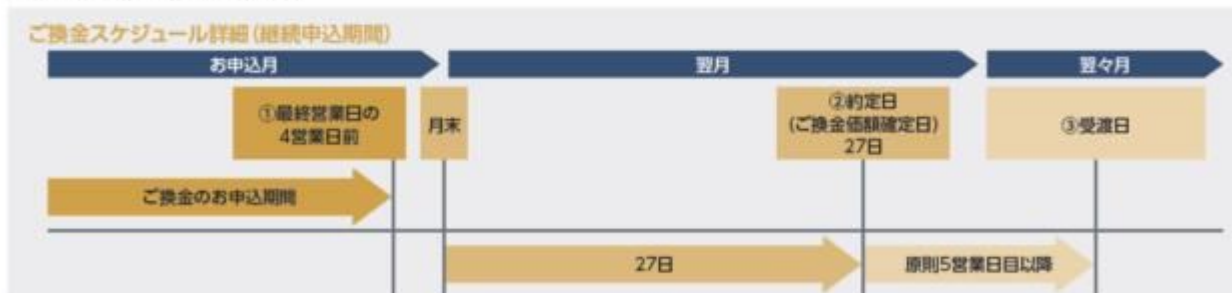
<ご参考>2026年1月申込の場合



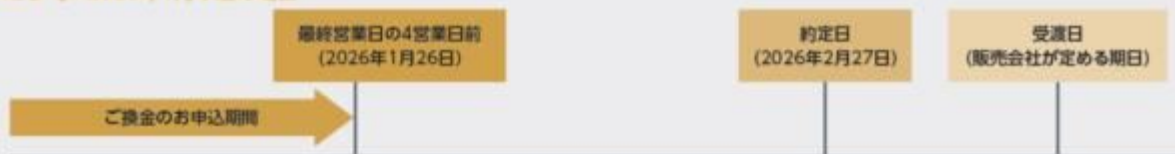
*日本における営業日をさします。お申込みは各日午後3時30分までとなり、申込がこの時間を経過した場合には翌営業日の受付となります。

ご換金スケジュールについて

解約申込受付期限は毎月末営業日から遡って4営業日前です。ご換金価額については当該換金申込受付期限の翌月の27日(休業日の場合は翌営業日)における基準価額となり、解約代金の受渡は解約基準日から起算して原則5営業日目を降となります。



<ご参考>2026年1月申込の場合



*日本における営業日をさします。お申込みは各日午後3時30分までとなり、申込がこの時間を経過した場合には翌営業日の受付となります。

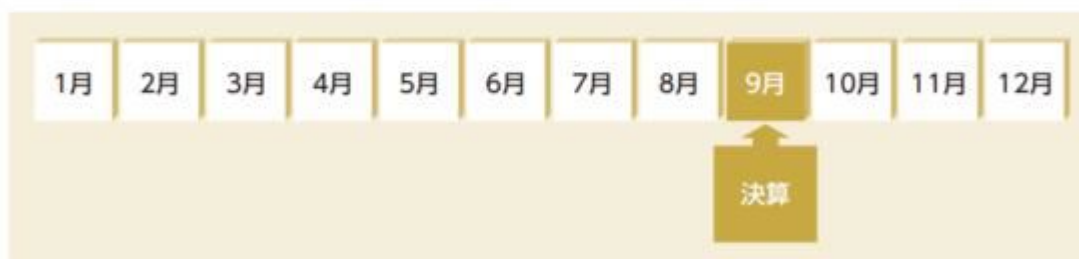
主な投資制限

- ① 株式への直接投資は行いません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引等の直接利用は行いません。なお、投資対象ファンドを通じたデリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤ 同一発行体に対する実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の35%を超えないものとします。

分配方針

毎年9月1日(休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。



※運用状況により分配金額は変動します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

信託金限度額

- ・ 3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

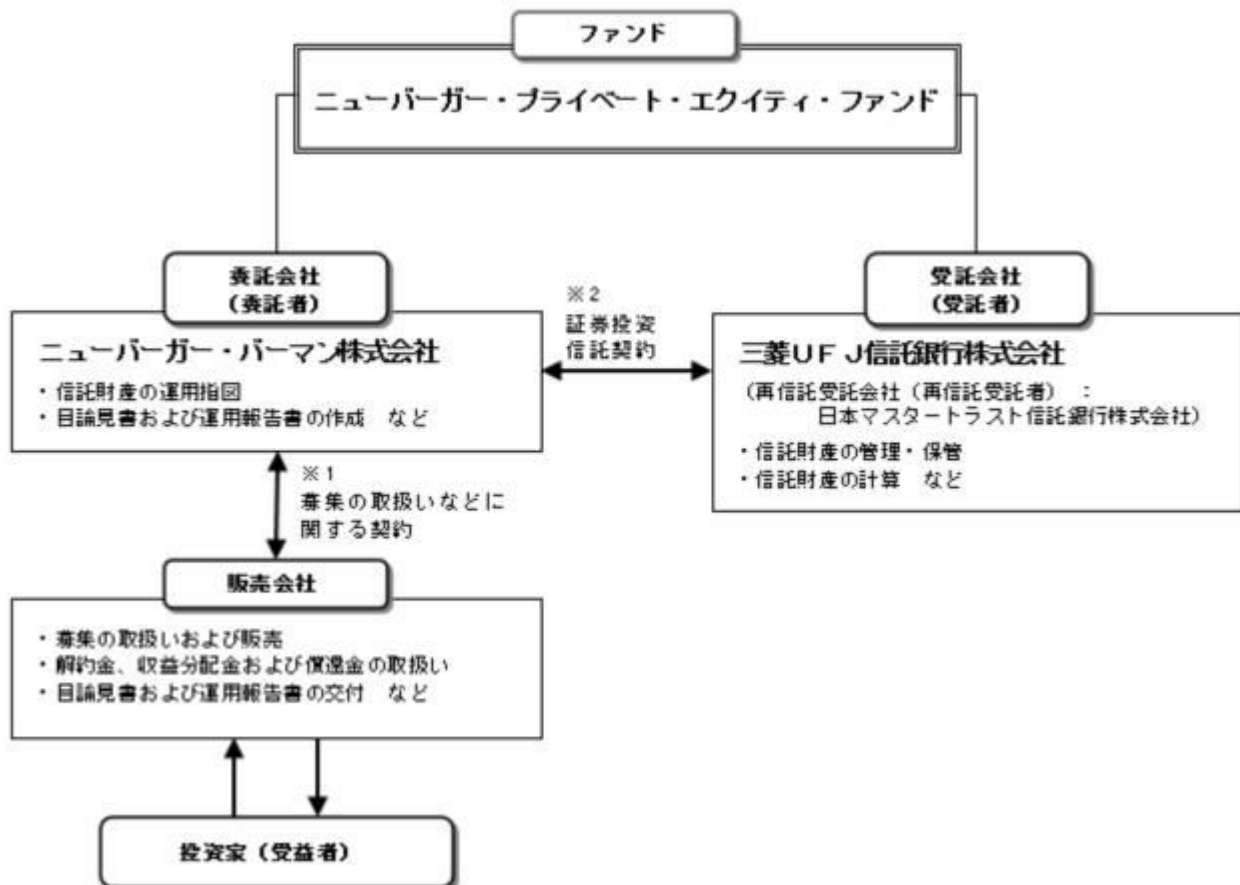
(2) 【ファンドの沿革】

2025年12月19日

- ・ ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

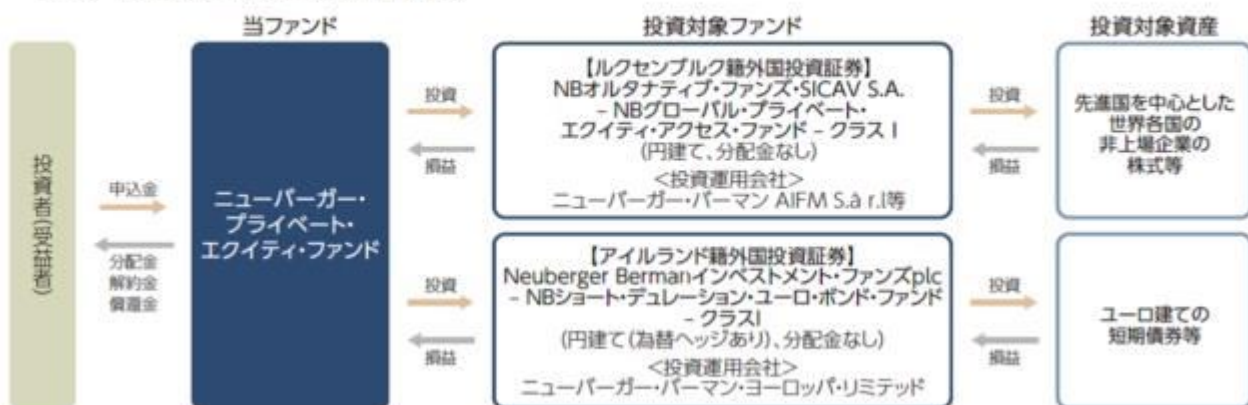


- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

ファンド・オブ・ファンズの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

複数の投資対象ファンドへの投資を通じて、主としてプライベート・エクイティ投資によるリターン獲得を追求しつつ、一定の流動性の確保も行います。



委託会社の概況（2025年8月末現在）

- 1) 資本金
1億2,800万円
- 2) 沿革
2008年10月17日 ニューバーガー・インベストメント株式会社設立
2008年10月31日 ニューバーガー・インベストメント・マネジメント株式会社に変更
2009年7月13日 ニューバーガー・バーマン株式会社に変更
- 3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
ニューバーガー・バーマン・アジア・ホールディングスII LLC	アメリカ合衆国、デラウェア州、ウィルミントン、センターヴィルロード2711、スイート400	460株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ルクセンブルク籍外国投資証券への投資を通じて、実質的に北米および欧州を主としたグローバルの非上場企業の株式等への投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を目指します。原則として、ルクセンブルク籍外国投資証券への投資比率を高位に保ちます。ただし、ルクセンブルク籍外国投資証券の換金等に時間を要することが予想される場合には、流動性確保のためにルクセンブルク籍外国投資証券への投資比率を引き下げることがあります。資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

- ・ルクセンブルク籍外国投資法人である「NB Alternative Funds SICAV S.A. - NB Global Private Equity Access Fund」の円建て外国投資証券（以下「ルクセンブルク籍外国投資証券」といいます。）およびアイルランド籍外国投資法人である「Neuberger Berman Investment Funds plc - Neuberger Berman Short Duration Euro Bond Fund」の円建て外国投資証券（以下「アイルランド籍外国投資証券」といい、ルクセンブルク籍外国投資証券と併せて以下「投資対象外国投資証券」といいます。）を主要投資対象とします。
- ・ルクセンブルク籍外国投資証券への投資を通じて、実質的に北米および欧州を主としたグローバルの非上場企業の株式等に投資します。
 - 投資の対象とする資産の種類
 - この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) 金銭債権（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - 有価証券の指図範囲等
 - 委託者は、信託金を、主としてルクセンブルク籍外国投資法人である「NB Alternative Funds SICAV S.A. - NB Global Private Equity Access Fund」の円建て外国投資証券、アイルランド籍外国投資法人である「Neuberger Berman Investment Funds plc - Neuberger Berman Short Duration Euro Bond Fund」の円建て外国投資証券、および、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - 1) 国債証券
 - 2) 地方債証券
 - 3) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 5) 短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。）
 - 6) コマーシャル・ペーパー
 - 7) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から6)の証券または証書の性質を有するもの
 - 8) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 9) 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 10) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 11) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - なお、1)から4)までの証券および7)の証券または証書のうち1)から4)までの証券の性質を有するものならびに9)の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、8)の証券および9)の証券（「新投資口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。
 - 金融商品の指図範囲等
 - 上記の規定にかかわらず、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン

投資対象とする外国投資証券（投資対象ファンド）の概要

有価証券届出書提出日現在、委託会社が知り得る情報に基づいており、今後記載内容が変更される場合があります。

NBオルタナティブ・ファンズ・SICAV S.A. - NBグローバル・プライベート・エクイティ・アクセス・ファンド - クラスI(円建て、分配金なし)

(ルクセンブルク籍外国投資証券)

投資目的	実質的に非上場企業の株式等に対して投資を行い、分散したポートフォリオを構築し、長期的なキャピタル・ゲインを目指して運用を行います。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ● ルクセンブルク籍リミテッド・パートナーシップを通じて、実質的に北米および欧州を主としたグローバルの非上場企業の株式等を対象に分散したポートフォリオを構築し、長期的なキャピタル・ゲインを追求します。 ● 主に以下の証券等に投資します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非上場企業の株式等(ルクセンブルク籍リミテッド・パートナーシップを通じて投資) ・ 流動性資産(債券等)
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 単一の発行体に対する投資を純資産総額の20%以内に制限します。 ● デリバティブ取引は、ヘッジ目的および投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ● 原則として、運用を目的とした借入およびレバレッジ、ならびに空売りは行いません。
分配方針	分配は行いません。
オルタナティブ投資 ファンド運用者 (AIFM)	ニューバーガー・パーマン AIFM S.à r.l
投資運用会社	NBオルタナティブ・アドバイザーズLLC ニューバーガー・パーマン・ヨーロッパ・リミテッド ニューバーガー・パーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC
管理報酬等	純資産総額に対して1.00%(年率)
成功報酬	個別案件ベースでリターンに対して12.5%(ハードルレート8.0%を超過した場合)
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし

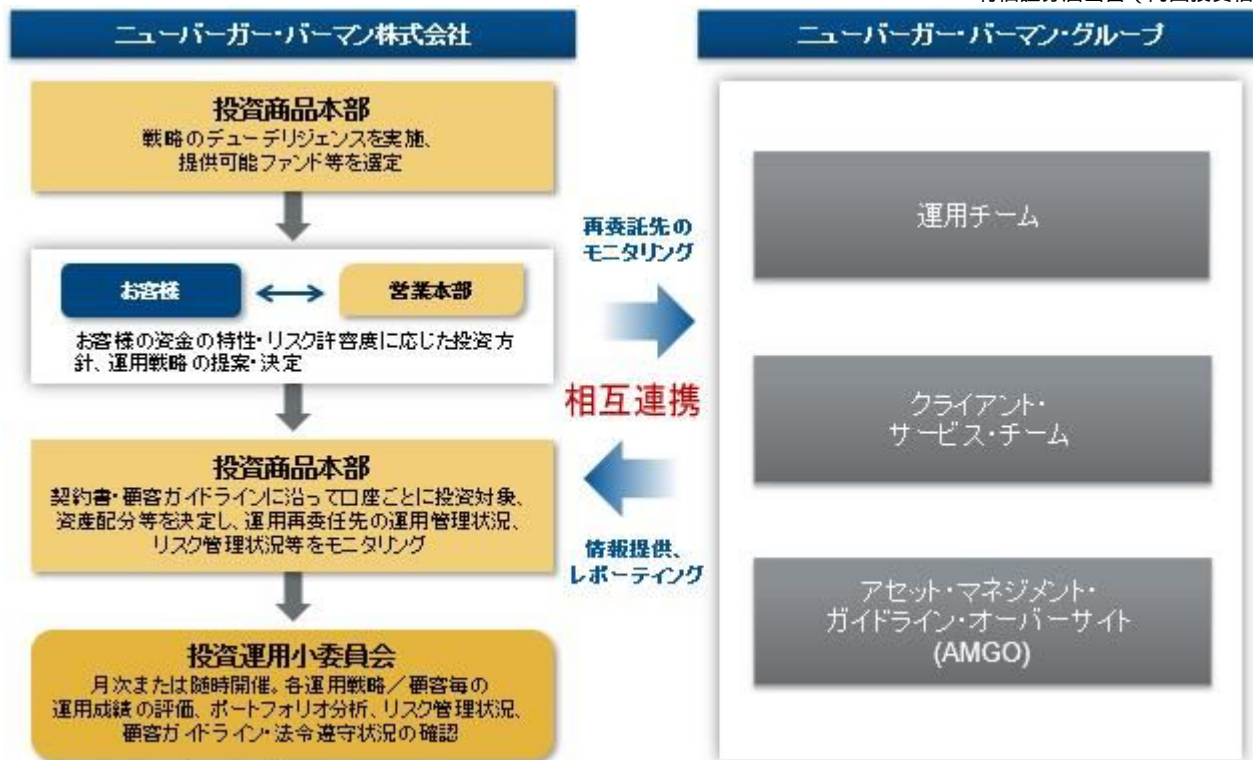
Neuberger Bermanインベストメント・ファンズplc - NBショート・デュレーション・ユーロ・ボンド・ファンド - クラスI(円建て(為替ヘッジあり)、分配金なし)

(アイルランド籍外国投資証券)

投資目的	短期ユーロ建て債(変動・固定金利債)に分散投資することにより、1年間にわたってユーロ建て現金のリターン(ベンチマーク: Bloomberg Euro Aggregate 1-3 Years Index (Total Return, EUR))を上回るパフォーマンスを目指します。
投資方針	実質的に先進国および新興国の政府または様々な業種が発行するユーロ建て債券および短期金融商品に投資し、信託財産の成長を目指します。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 新興国の企業または政府が発行する有価証券等への投資は純資産総額の10%を超えないものとします。 ● 非ユーロ建て資産への通貨エクスポージャーは純資産総額の10%を超えないものとします。
分配方針	分配は行いません。
管理会社	ニューバーガー・パーマン・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド
投資運用会社	ニューバーガー・パーマン・ヨーロッパ・リミテッド
管理報酬等	純資産総額に対して0.19%(年率)
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし

(3) 【運用体制】

委託会社では、投資商品本部において本邦投資家の資金の性格・リスク許容度に応じた投資方針、運用戦略などのデューデリジェンスを行い、同本部、営業本部、投資管理部、商品開発部、法務部、コンプライアンス部およびリスク管理部をもって構成される投資運用小委員会においてかかるデューデリジェンスの結果をレビューし、承認するプロセスを採用しています。委託会社の各部署と海外拠点が相互に連携し、緊密な連絡を通じて、投資家の資産管理の徹底を図っています。



上記はご理解を深めて頂くことを目的とした概金図です。

上記体制は2025年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として毎年9月1日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

収益分配金の支払い

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1) 株式への直接投資は行いません。
- 2) 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 3) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 4) デリバティブ取引等の直接利用は行いません。なお、投資対象外国投資証券を通じたデリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。
- 6) 有価証券の借入れの指図および範囲
 - イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
 - ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ニ) イ)の借入れに係る品借料は投資信託財産から支弁します。
- 7) 資金の借入れ
 - イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ

(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ロ)イ)の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%以内
- ハ)一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ニ)再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ホ)借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、投資信託財産より支弁します。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律)

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

換金に関する留意点

投資対象ファンドの解約注文の不成立等により投資対象資産の資金化が困難な場合等には、ファンドの換金申込みの受付を中止することおよび既に受付けた換金申込みの受付を取り消す場合があります。また当該事由が解消しない場合等には換金申込みの受付を中止する期間が長期化する場合があります。

(1) 基準価額の変動要因およびその他の留意点

・ファンドは、外国投資証券等への投資を通じて、実質的に海外のプライベート・エクイティ(非上場株式)および債券等に投資する効果を有します。当該株式の価格下落、金利変動等による当該債券の価格下落や、当該株式の発行会社、当該債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、解約・償還金額が投資元本を下回り、損失が生じることがあります。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。いずれの期間においても、とりわけ短期間でファンドの投資目的が達成される保証はありません。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。

非上場株式などの低流動性資産に長期間投資するリスク

投資対象ファンドが行うプライベート・エクイティ(非上場株式)への投資は、流動性が低い資産に対する長期的な投資となる見込みです。どの投資からも利益の実現や元本の回収をいつでも行えるという保証はありません。また一般的に投資が行われた後、一定の年数が経過するまで売却されることは想定されておらず、長期間保有されます。さらに、投資対象ファンドがそのポートフォリオのすべてまたは一部を迅速に清算する必要がある場合、帳簿上の評価額よりも著しく低い価格でしか売却できずに損失を被る可能性があります。

第三者による評価リスク

投資対象ファンドが保有する資産(投資対象資産)の多くは上場されておらず、頻繁に取引されていないため市場価格は有しません。実際の評価にあたっては、資産評価者やプライシング・サービスなどの第三者から提供された価格情報や評価を利用しています。投資対象資産の評価値は、評価頻度が低いこと、時価評価できない場合があること、正確な評価が難しいこと、その他の理由により、真の価値を正確に反映していない可能性があります。

適切な投資先を見つけることの困難性

投資対象ファンドの投資目的を達成するために十分な数の魅力的な投資案件を見つけることができない可能性があります。このため、投資対象ファンドが時間内にすべての投資を達成することができる保証はなく、投資対象ファンドは限られた数の投資しか行わない可能性があります。

為替変動リスク

投資先外国投資証券は円建てですが、為替ヘッジをせずに投資先通貨に変換の上、投資を行っております。よって、投資先通貨に対して一定の為替変動リスクを負うこととなります。また、投資対象ファンドの投資先企業が事業を行うにあたっては、主たる拠点を置く地域の通貨を使用します。したがって、投資先企業と異なる地域に居住する投資家が当該投資から得られるリターンは、企業自体のパフォーマンスに加え、当該通貨レートの変動、為替コスト、為替管理規制の影響を受ける可能性があります。

金利変動リスク

金利変動は、投資対象ファンドの投資および投資機会にマイナスの影響を与える可能性があり、投資対象ファンドの収益率に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。金利が上昇すると、投資対象ファンドの資金借入れコストが高くなり、ファンド運用に影響を及ぼす可能性があります。

カントリーリスク

投資対象ファンドのパフォーマンスは、政情不安、政策や税制の変更、外国資本や通貨に対する規制、その他適用される法令の変更等の不確実性による影響を受ける可能性があります。

投資対象ファンドの資金流出入に関するリスク

ルクセンブルク籍外国投資証券には、四半期ごとの流動性に上限があります。通常、四半期ごとに、純解約申込額が純資産総額の5%(累積ベース)を超える場合には、解約金額が制限され、または解

約申込が取り消される場合があり、受益者が望む価格および時期に現金化できないリスクもあります。

<その他の留意点>

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、流動性資産に投資をする投資対象ファンドへの投資を通じて、またプライベート・エクイティ投資を行う投資対象ファンドにおける流動性確保の状況をモニタリングすることで、一定の流動性を確保することを目指しますが、短期間で大口の一部解約請求が行われた場合には、受益者間の平等性を確保するため、一定の解約制限を行うことがあります。

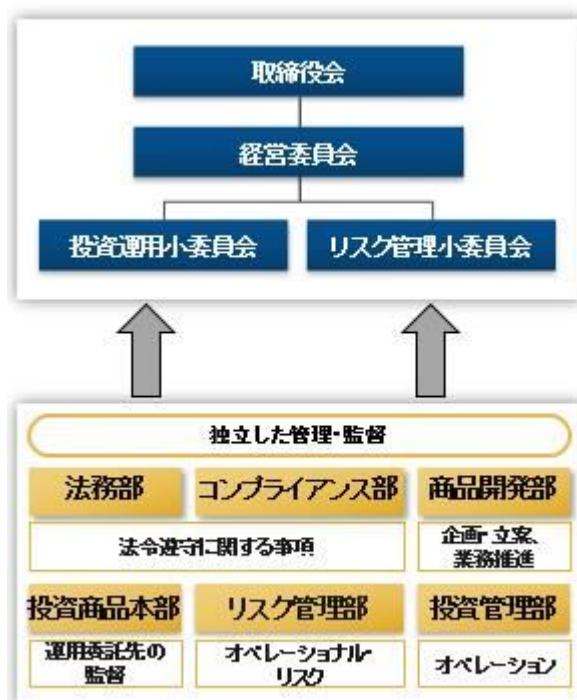
(2) リスク管理体制

委託会社において、リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部、法務部、およびコンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資のリスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認を行っています。リスク管理部では、主に目論見書等において定める各種投資制限等のモニタリングを行います。また、法務部やコンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。

委託会社は、プライベート・エクイティ投資を行う投資対象ファンドにおいて、非上場株式等の発行会社において企業経営の健全性が確保されていること、非上場株式等の発行会社の財務諸表や連結財務諸表において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象その他の重要な事象が発生していないこと、その他非上場株式等の発行会社の事業内容や経営組織体制に照らして必要と認められる事項について、適切に審査を行う体制が整備されていることを確認しており、今後も継続的に確認を行います。

委託会社では、取締役会の下に経営委員会、さらに運用とリスク管理に関して、投資運用小委員会およびリスク管理小委員会を設置しています。運用リスク管理の一環として、投資運用小委員会において、各ポートフォリオにおけるガイドラインの遵守状況に対するモニタリングの結果の確認および運用状況の確認を行います。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



上記はご理解を深めて頂くことを目的とした概念図です。

取締役会

経営委員会における決定事項のうち重要なものについて報告を受け、必要な事項について決議を行います。

経営委員会

代表取締役および各部の部長から構成され、原則月次で開催し、日本人に関する経営全般に関する事項の意思決定を行います。

投資運用小委員会

経営委員会の常設小委員会として毎月開催され、運用業務に関する事項につき意思決定を行います。マーケット・リスク、クレジットリスクなど運用に直接関連するリスクに関して毎月報告します。

リスク管理小委員会

経営委員会の常設小委員会として経営委員会と同時に開催され、オペレーショナル・リスクやガイドライン遵守状況等様々なリスクに関し評価、適切な行動方針等の策定を行います。

運用管理

投資商品本部の担当者が行うポートフォリオのモニタリングに加え、運用口座、商品に関する情報は原則として月次で投資商品本部、投資管理部、リスク管理部、法務部およびコンプライアンス部が行うファンド・モニタリングにより、定期的に確認を行う体制となっています。

オペレーショナルリスク

リスク管理部が中心となってオペレーショナル・リスクの管理を行います。リスク管理小委員会へモニタリング状況の報告などを行います。

法務・コンプライアンス

法令遵守および社内規程の策定、内部管理等、法務部およびコンプライアンス部が所掌します。

また、ニューバーガー・バーマン・グループのリスク管理部門は、投資リスク管理グループ、オペレーショナル・リスク管理グループ、ガイドラインの監視を行うアセット・マネジメント・ガイドライン・オーバーサイト（AMGO）および中央監督グループにそれぞれ専任の担当者を配置するリスク管理体制を採用しています。これらのリスク管理部門は、ポートフォリオ・マネージャーや投資政策決定権のある部署から独立しており、リスクに関して、一貫性のある定期的なレビューの実施が可能な体制となっています。

上記体制は2025年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

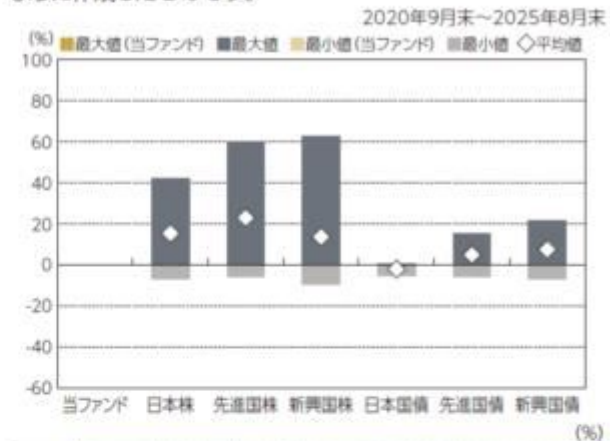
(参考情報)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	-	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	-	△7.1	△5.8	△9.7	△5.5	△6.1	△7.0
平均値	-	15.3	22.9	13.5	△2.2	4.8	7.4

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*2020年9月から2025年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。
*決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、適時性、正確性、完全性、最新性、信頼性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広くに網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%(税抜3.0%)が上限となっております。
 - ・申込手数料の額(1口当たり)は、購入基準日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- 申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料
ありません。
信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.463%（税抜1.330%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率	
委託会社	年率0.495%（税抜0.450%）
販売会社	年率0.935%（税抜0.850%）
受託会社	年率0.033%（税抜0.030%）
合計	年率1.463%（税抜1.330%）

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

<投資対象ファンドの信託報酬>

ルクセンブルク籍外国投資証券に係る信託報酬	年率1.0% + 成功報酬*
アイルランド籍外国投資証券に係る信託報酬	年率0.19%

*成功報酬は個別案件ベースでリターンに対して12.5%（ハードルレート8.0%を超過した場合）

<実質的な負担>

年率最大2.463%（税抜2.33%）程度 + ルクセンブルク籍外国投資証券に係る成功報酬

（注）投資対象ファンドに係る信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。投資対象ファンドの組入比率の変更等により変動します。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用等に要する諸費用等が、信託財産より支払われます。

法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.10%）を上限とする額が日々計上され、毎決算時または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

上記の監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。

「その他の手数料等」については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。

・当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

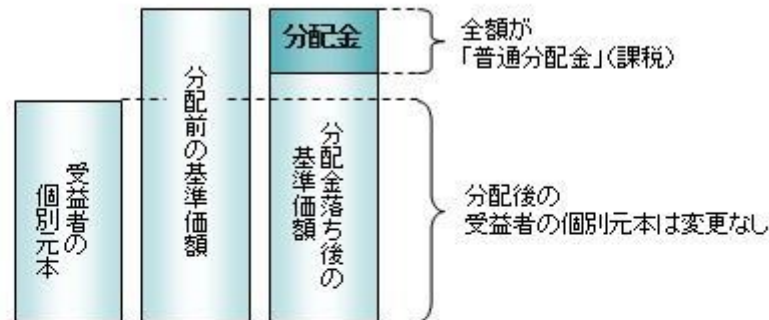
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

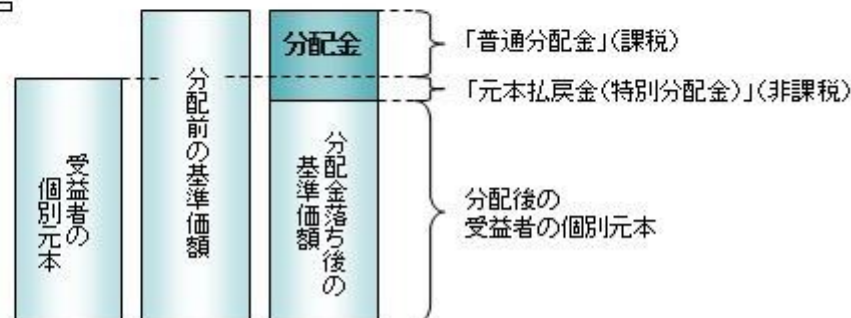
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2025年8月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

(4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

参考情報

運用実績

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

●ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

- (3) 取扱時間
 当初申込期間
 申込受付時間は午後3時30分までとします（申込がこの時間を経過した場合は翌営業日の受付となります）。
- 継続申込期間
 購入申込受付期限は毎月末営業日から遡って4営業日前です。申込受付時間は午後3時30分までとします（申込がこの時間を経過した場合は翌営業日の受付となります）。
- (4) 申込金額
 購入基準日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- (5) 申込単位
 100万円以上1万円単位または100万口以上1万口単位
- (6) 申込代金の支払い
 取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (7) 受付の中止および取消
 ・委託会社がルクセンブルク籍外国投資証券の価値に影響する事象を認識し基準価額への影響が大きいと判断した場合等には、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。
 ・委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある時は、委託会社の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。
 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

- (1) 解約の受付
 販売会社の営業日に受け付けます。毎月末営業日から遡って4営業日前（以下「一部解約申込受付期限」といいます。）までに、販売会社がそれぞれ定める一部解約単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。この場合、一部解約申込受付期限の翌月27日（休日の場合は翌営業日）を一部解約基準日とします（以下「一部解約基準日」といいます。）。
- (2) 取扱時間
 原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (3) 解約制限
 当ファンドの解約可能額は、主に投資先であるルクセンブルク籍外国投資証券の換金制限に服します。
 ・ルクセンブルク籍外国投資証券の換金制限
 四半期ごとに、純解約申込額が前四半期末時点の純資産総額の5%（累積ベース）を超える場合には、解約金額が制限され、または解約申込が取り消される場合があります。
 純解約申込額とは、各解約申込受付期限の属する月の月末までにルクセンブルク籍外国投資証券に申し込まれた解約申込金額の合計から、各解約申込受付期限の属する月の月末までにルクセンブルク籍外国投資証券に申し込まれた購入申込金額の合計を控除した金額を指します。純解約申込額が負の値の場合には、換金制限は適用されません。また、解約申込受付期限は毎月設定されています。
- (4) 解約価額
 一部解約基準日の基準価額とします。
 ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

ニューバーガー・バーマン株式会社
 ホームページアドレス <https://www.nb.com/japan>
 電話番号 03-5218-1971
 （受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- (5) 手取額
 1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。
- (6) 解約単位
 1円以上1円単位または1口以上1口単位とします。
- (7) 解約代金の支払い
 一部解約基準日から起算して原則5営業日目以降に、お申込みの販売会社でお支払いします。
- (8) 受付の中止および取消
 ・委託会社は、解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
 ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして取り扱います。

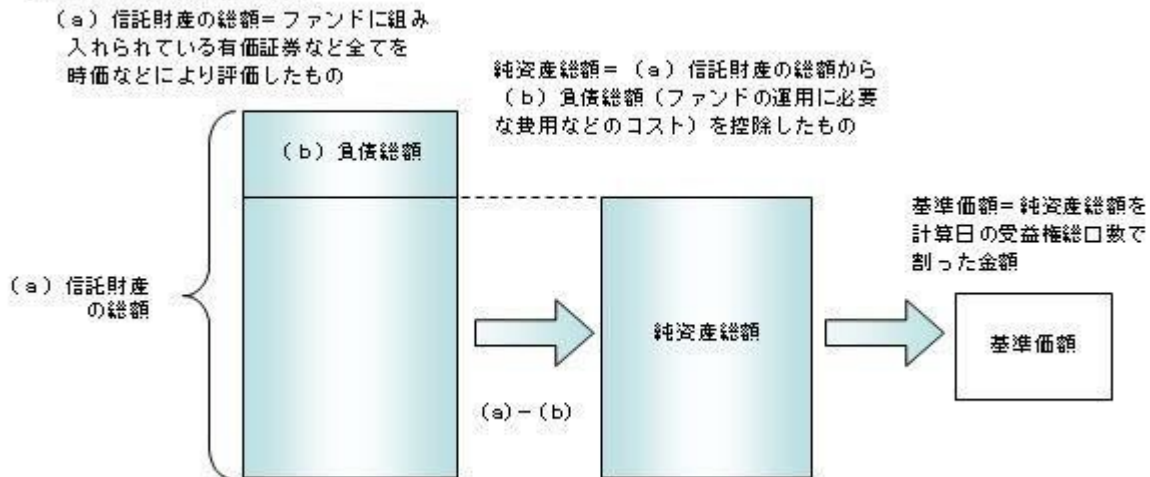
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

外国投資法人

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国投資証券1口当たり純資産価格で評価します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

ニューバーガー・バーマン株式会社
 ホームページアドレス <https://www.nb.com/japan>
 電話番号 03-5218-1971
 （受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします（2025年12月19日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年9月2日から翌年9月1日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。
 ただし、第1計算期間は2025年12月19日から2026年9月1日までとします。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

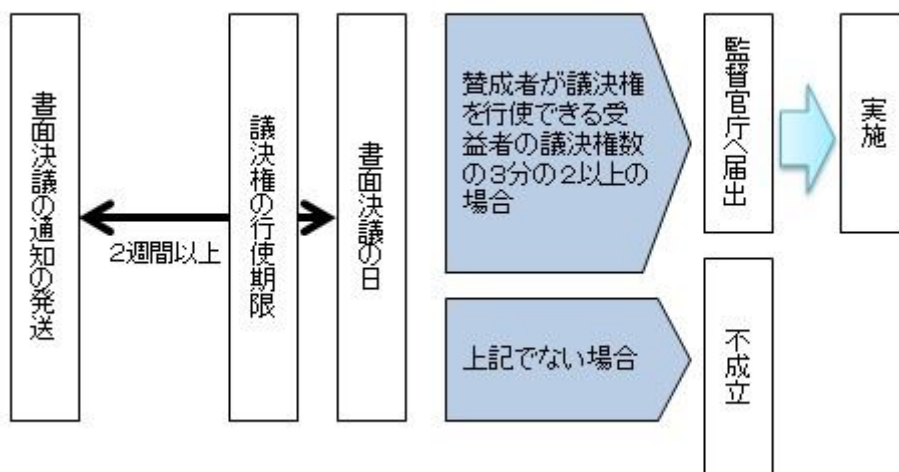
- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回った場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ) 信託の主要投資対象であるルクセンブルク籍外国投資証券が存続しないこととなったとき
 - ロ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ハ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ニ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ホ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を1年間継続して下回ることとなった場合には、任意に信託契約を解約し、繰上償還させることができます。この場合、後述の「書面決議」の規定は適用しません。
- 5) 委託会社は、上記4)の解約を行う場合には、受益者の保護のため必要な措置をとります。また、委託会社は、当該解約がその効力を生ずる日の6ヵ月前までに、知っている受益者に対し、当該解約を行う旨、当該解約の理由および当該措置の内容を、書面その他の適切な方法により通知します。
- 6) 委託会社は、上記4)の場合において信託契約の解約を行わないこととした場合には、知っている受益者に対し、解約を行わない理由および信託財産の運用状況が改善する見込みに関する事項を、書面その他の適切な方法により通知します。
- 7) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 償還金について
- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
 - ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。
- 信託約款の変更など
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <https://www.nb.com/japan>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
 - ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
 - ・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付します。
ホームページアドレス <https://www.nb.com/japan>
- 関係法人との契約について
販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
 - ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
 - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から10年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
 - ・受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権
 - ・受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの運用は、2025年12月19日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。
- (2) ファンドの会計監査は、委託会社が指定する監査法人により行なわれ、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、計算期間毎に作成する有価証券報告書および計算期間の半期毎に作成する半期報告書に記載されます。
- (3) 委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年8月末現在）

資本金	: 128,000,000円
発行可能株式総数	: 100,000株
発行済株式総数	: 460株
過去5年間における主な資本金の増減	: 該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（2025年8月末現在）

委託会社の機関として、株主総会、取締役会のほか経営委員会および監査役を設けています。

- ・株主総会
定時株主総会は毎事業年度終了後3か月以内に召集します。臨時株主総会は、必要に応じて召集します。
- ・取締役会
委託会社の業務遂行の意思決定機関として取締役会を置き、その運営は取締役会規則によります。取締役会は定期的に（少なくとも3か月に1回以上）開催します。但し、必要に応じ随時開催することができます。
- ・経営委員会
取締役による委託会社の業務遂行を補助する下部組織として、経営委員会を設置しています。経営委員会は取締役会の授権に基づき、委託会社の業務全般に係る意思決定を行います。経営委員会は原則として月に1回開催します。また、必要に応じて委員長は臨時経営委員会を招集することができます。
- ・監査役
監査役は、取締役会による委託会社の業務遂行を監査します。

(3) 運用の意思決定プロセス（2025年8月末現在）

委託会社では、投資商品本部において本邦投資家の資金の性格・リスク許容度に応じた投資方針、運用戦略などのデューデリジェンスを行い、同本部、営業本部、投資管理部、商品開発部、法務部、コンプライアンス部およびリスク管理部をもって構成される投資運用小委員会においてかかるデューデリジェンスの結果をレビューし、承認するプロセスを採用しています。委託会社の各部署と海外拠点が相互に連携し、緊密な連絡を通じて、投資家の資産管理の徹底を図っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言・代理業務を行なっています。
- ・2025年8月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	40	1,758,694
単位型株式投資信託	71	326,704
合計	111	2,085,398

3【委託会社等の経理状況】

- ・委託会社であるニューバーガー・バーマン株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則第282条および第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- ・財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- ・当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表および中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の監査および中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

科目	前事業年度 （2023年12月31日）	当事業年度 （2024年12月31日）
（資産の部）		

流動資産			
現金・預金		2,980,481	1,790,810
前払費用		70,965	81,379
未収委託者報酬		659,253	712,118
未収運用受託報酬		313,155	384,843
未収投資助言報酬		46,263	41,140
未収収益		179,161	152,811
関係会社未収入金	1	176,579	1,108,536
立替金		72,070	91,107
流動資産計		4,497,931	4,362,747
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備		285,680	285,680
器具および備品		214,005	214,761
リース資産		7,366	7,366
減価償却累計額		260,644	299,628
有形固定資産計		246,408	208,180
投資その他の資産			
関係会社株式		137,550	137,550
出資金		-	25,000
投資有価証券		713,683	1,344,321
従業員長期貸付金		149,058	137,492
差入保証金		278,103	273,319
繰延税金資産		620,364	705,656
投資その他の資産計		1,898,760	2,623,339
固定資産計		2,145,169	2,831,520
資産合計		6,643,100	7,194,267

(単位：千円)

科目	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
(負債の部)		
流動負債		
未払手数料	20,191	19,929
関係会社未払金	397,834	176,554
未払費用	73,118	75,004
未払賞与	1,602,476	1,813,187
未払法人税等	811,403	727,923
未払消費税等	30,329	73,052
預り金	328,311	309,603
デリバティブ債務	-	352,610
リース債務	1,472	1,473
流動負債計	3,265,137	3,549,339
固定負債		
退職給付引当金	122,026	109,482
賞与引当金	343,422	382,613
デリバティブ債務	192,368	8,856
リース債務	3,686	2,212
固定負債計	661,503	503,165
負債合計	3,926,641	4,052,505
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	128,000	128,000
資本剰余金		
資本準備金	128,000	128,000
資本剰余金計	128,000	128,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,458,013	2,881,809
利益剰余金計	2,458,013	2,881,809
株主資本計	2,714,013	3,137,809
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	135,910	248,593
繰延ヘッジ損益	133,465	244,641
評価・換算差額等計	2,445	3,952
純資産合計	2,716,459	3,141,762
負債・純資産合計	6,643,100	7,194,267

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)		当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	
	営業収益			
業務受託報酬	1	3,789,794	1	5,068,109
委託者報酬		1,497,846		1,665,725
運用受託報酬	1	904,708	1	1,040,428
投資助言報酬		174,353		157,514
その他営業収益	1	306,053	1	152,807
営業収益計		6,672,755		8,084,584
営業費用				
支払手数料		58,480		56,176
広告宣伝費		18,918		31,951
調査費		111,248		155,227
委託計算費		56,680		65,778
通信費		18,736		15,649
印刷費		10,447		13,212
協会費		7,621		7,832
図書費		5,169		11,804
諸会費		4,549		4,273
営業費用計		291,852		361,905
一般管理費				
役員報酬および給料手当		1,451,970		1,451,863
賞与		1,965,639		2,140,543
その他給与	1	998,293	1	1,650,257
法定福利費		178,697		180,930
福利厚生費		35,664		36,460
退職給付費用		70,429		68,571
交際費		53,327		53,439
寄付金		250		2,332
旅費交通費		60,871		64,940
租税公課		67,375		83,801
不動産賃借料		303,390		295,141
不動産関係費		21,678		20,199
減価償却費		44,616		38,983
敷金償却費		9,821		6,600
業務委託費		125,579		135,440
消耗品費		7,508		7,749
備品費		14,507		2,373
銀行手数料		2,627		2,584
採用費		12,126		18,220
保険料		48,195		50,719
教育費		6,835		3,093
会議費		504		4,768
諸経費		1,511		1,109
一般管理費計		5,481,423		6,320,124

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)		当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	
	営業利益		899,480	
営業外収益				
受取利息	1	3,422	1	6,194
為替差益		10,740		-
受取配当金	1	110,685		1,450
投資有価証券売却益		369		-
投資有価証券運用益		-		21,633
雑収入		5,778		7,529
営業外収益計		130,995		36,808
営業外費用				
支払利息		4		3
為替差損		-		32,250
デリバティブ取引評価損		-		8,856
雑損失		0		386
営業外費用計		4		41,496
経常利益		1,030,472		1,397,866
特別損失				
固定資産除却損		19,475		-
特別損失計		19,475		-
税引前当期純利益		1,010,996		1,397,866
法人税、住民税および事業税		770,829		1,060,027
法人税等調整額		138,937		85,957
当期純利益		379,105		423,796

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	128,000	128,000	3,178,908	3,434,908
当期変動額				
剰余金の配当			1,100,000	1,100,000
当期純利益			379,105	379,105
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	720,894	720,894
当期末残高	128,000	128,000	2,458,013	2,714,013

（単位：千円）

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	10,409	13,892	3,483	3,438,391
当期変動額				
剰余金の配当				1,100,000
当期純利益				379,105
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	146,319	147,358	1,038	1,038
当期変動額合計	146,319	147,358	1,038	721,932
当期末残高	135,910	133,465	2,445	2,716,459

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	128,000	128,000	2,458,013	2,714,013
当期変動額				
当期純利益			423,796	423,796
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	423,796	423,796
当期末残高	128,000	128,000	2,881,809	3,137,809

（単位：千円）

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	135,910	133,465	2,445	2,716,459
当期変動額				
当期純利益				423,796
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	112,682	111,175	1,506	1,506
当期変動額合計	112,682	111,175	1,506	425,303
当期末残高	248,593	244,641	3,952	3,141,762

〔注記事項〕

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準および評価方法

（１）子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（２）出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

- (3) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております
- リミテッド・パートナーシップへの出資
リミテッド・パートナーシップ契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法
時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|---------|-------|
| 建物附属設備 | 3～18年 |
| 器具および備品 | 3～15年 |
- (2) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準
(1) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）を計上しております。
- (2) 賞与引当金
賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。
6. 収益および費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
- (1) 業務受託報酬
当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、月次で算定し、当社がグループ会社に投資信託、投資顧問および投資助言関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。
- (2) 委託者報酬
投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって年4回、年2回または年1回受け取ります。期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
- (3) 運用受託報酬
投資顧問契約に基づき、一定額または契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって年2回または年1回受け取ります。期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
- (4) 投資助言報酬
投資助言契約に基づき、契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって年4回または年2回受け取ります。期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
- (5) 成功報酬
特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識され、契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。
- (6) その他営業収益
ファンドの紹介に関する契約書に基づき、コミットメント額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年2回受け取ります。契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。
7. ヘッジ会計の方法
(1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 投資有価証券
- (3) ヘッジ方針

将来の価格変動によるリスクの軽減を目的としているため、対象資産の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

2. 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(貸借対照表関係)

- 1 関係会社に対する資産および負債には次のものがあります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
関係会社未収入金	176,579	1,108,536
関係会社未払金	397,834	176,554
デリバティブ債務(流動負債)	-	352,610
デリバティブ債務(固定負債)	192,368	8,856

(損益計算書関係)

- 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
業務受託報酬	3,789,794	5,068,109
運用受託報酬	-	7,378
その他営業収益	-	2,459
その他給与	931,225	1,602,750
受取利息	3,406	6,194
受取配当金	110,639	-

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	460	-	-	460

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(千円)	基準日	効力発生日
2023年11月17日 取締役会	普通株式	1,100,000	2,391	2023年6月30日	2023年11月28日

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	460	-	-	460

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

従業員の送迎に使用する社用車であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおり、自らが運用する投資信託等の商品性維持等を目的として、当該投資信託等を保有しております。保有する自社運用の投資信託等に係る将来の為替および価格の変動リスクの軽減を目的として、投資信託等の保有残高の範囲内でデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

資金調達については、親会社からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であります。信託財産は、受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

同じく営業債権である未収運用受託報酬および未収投資助言報酬は、投資顧問契約または投資助言契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。これらは、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。また、顧客から運用受託者に直接支払われる場合は、当該顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

商品性維持等を目的として保有している自社運用の投資信託等については、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分を金利スワップ取引によりヘッジしております。金利スワップ取引の相手先は、親会社に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2023年12月31日）

(単位：千円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	713,683	713,683	-
資産計	713,683	713,683	-
デリバティブ取引	3	192,368	-

1 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、関係会社未収入金、立替金、未払手数料、関係会社未払金、未払賞与、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、その他重要性の乏しいものについても、記載を省略しております。

2 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度(千円)
子会社株式	137,550

3 デリバティブ取引によって生じた正味の債券・債務は純額で表示しております。

4 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,980,481	-	-	-

未収委託者報酬	659,253	-	-	-
未収運用受託報酬	313,155	-	-	-
未収投資助言報酬	46,263	-	-	-
未収収益	73,143	106,017	-	-
関係会社未収入金	176,579	-	-	-
立替金	72,070	-	-	-
従業員長期貸付金	-	149,058	-	-
合計	4,320,947	255,076	-	-

5 リース債務の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	1,472	1,473	1,474	737	-	-

当事業年度（2024年12月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	877,097	877,097	-
資産計	877,097	877,097	-
デリバティブ取引	3	361,467	-

1 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、関係会社未収入金、立替金、未払手数料、関係会社未払金、未払賞与、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、その他重要性の乏しいものについても、記載を省略しております。

2 市場価格のない株式等および貸借対照表に持分相当額を純額で計上するリミテッド・パートナーシップへの出資については、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
子会社株式	137,550
出資金	25,000
リミテッド・パートナーシップ持分	467,223

3 デリバティブ取引によって生じた正味の債券・債務は純額で表示しております。

4 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	1,790,810	-	-	-
未収委託者報酬	712,118	-	-	-
未収運用受託報酬	384,843	-	-	-
未収投資助言報酬	41,140	-	-	-
未収収益	113,398	39,413	-	-
関係会社未収入金	1,108,536	-	-	-
立替金	91,107	-	-	-
従業員長期貸付金	-	137,492	-	-
合計	4,241,955	176,905	-	-

5 リース債務の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	1,473	1,474	737	-	-	-

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年12月31日）

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				

その他有価証券 その他	-	713,683	-	713,683
資産計	-	713,683	-	713,683
デリバティブ取引 金利関連	-	192,368	-	192,368
負債計	-	192,368	-	192,368

時価の算定に用いた評価技法およびインプット

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託であります。基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 その他	-	877,097	-	877,097
資産計	-	877,097	-	877,097
デリバティブ取引 金利関連	-	361,467	-	361,467
負債計	-	361,467	-	361,467

時価の算定に用いた評価技法およびインプット

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託であります。基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2024年12月31日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 子会社株式（2023年12月31日）

市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額（千円）
子会社株式	137,550
合計	137,550

2. その他有価証券（2023年12月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	711,314	515,166	196,147
	小計	711,314	515,166	196,147
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	2,369	2,624	255
	小計	2,369	2,624	255
合計		713,683	517,790	195,892

3. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	5,344	419	50
合計	5,344	419	50

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 子会社株式（2024年12月31日）

市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額（千円）
子会社株式	137,550
合計	137,550

2. その他有価証券（2024年12月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	875,205	516,690	358,514
	小計	875,205	516,690	358,514
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,892	2,100	207
	小計	1,892	2,100	207
合計		877,097	518,790	358,307

出資金およびリミテッド・パートナーシップ持分については、市場価格のない株式等に該当するため、上表には含まれておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 金利関連

前事業年度(2023年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2024年12月31日)

(単位:千円)

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	金利スワップ取引	445,590	445,590	8,856	8,856
合計		445,590	445,590	8,856	8,856

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前事業年度(2023年12月31日)

(単位:千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ取引	投資有価証券	500,000	500,000	192,368
合計			500,000	500,000	192,368

当事業年度(2024年12月31日)

(単位:千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ取引	投資有価証券	500,000	-	352,610
合計			500,000	-	352,610

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度および確定拠出制度を採用しております。確定給付制度では、キャッシュバランスプランを採用しており、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付引当金(簡便法)の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
期首における退職給付引当金	120,488	122,026
退職給付費用	19,853	17,538
退職給付の支払額	18,316	30,081
制度への拠出額	-	-
期末における退職給付引当金	122,026	109,482

(2) 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
非積立型制度の退職給付債務	122,026	109,482
未積立退職給付債務	122,026	109,482
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	122,026	109,482
退職給付引当金	122,026	109,482
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	122,026	109,482

(3) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	19,853	17,538

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日） 50,575千円、当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日） 51,033千円であります。

(税効果関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
未払賞与	521,177	611,148
退職給付引当金	37,364	33,523
未払事業税	43,025	39,319
差入保証金	15,737	17,758
未払費用	9,211	13,620
繰延ヘッジ損益	58,903	107,969
その他	910	794
繰延税金資産小計	686,330	824,135
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	686,330	824,135
繰延税金負債		
従業員長期貸付金	5,904	8,701
その他有価証券評価差額金	60,060	109,777
繰延税金負債合計	65,965	118,478
繰延税金資産の純額	620,364	705,656

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	37.09%	40.85%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.18%	-
住民税均等割	0.01%	0.01%
評価性引当額の増減	-	-
その他	2.04%	1.80%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	62.50%	69.68%

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当社は、本社オフィスの貸借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令および契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、定期建物賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当社は、本社オフィスの貸借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令および契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、定期建物賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
業務受託報酬	3,789,794	5,068,109
委託者報酬	1,497,846	1,665,725
運用受託報酬	904,708	1,040,428
投資助言報酬	174,353	157,514

その他営業収益	306,053	152,807
合計	6,672,755	8,084,584

成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

- 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報（重要な会計方針）の「6．収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	米国	韓国	合計
2,445,512	4,095,848	131,394	6,672,755

顧客の所在地を基礎とし、国に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	米国	韓国	合計
2,750,945	5,218,457	115,181	8,084,584

顧客の所在地を基礎とし、国に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

（1）親会社

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ニューバーガー・バーマン・グループ	米国デラウェア州	622,176千米ドル	持株会社	間接100	株式の保有等	業務受託報酬の受取り	3,789,794	関係会社未収入金	162,919
							ファントムユニット関連費用の支払い	931,225	関係会社未払金	365,880

エル・エル・シー						金利スワップ	3,406	デリバティブ債務	192,368
----------	--	--	--	--	--	--------	-------	----------	---------

取引条件および取引条件の決定方針等

1 上記の取引については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ニューバーガー・バーマン・グループ・エル・エル・シー	米国デラウェア州	636,922千米ドル	持株会社	間接100	株式の保有等	業務受託報酬の受取り	5,068,109	関係会社未収入金	1,063,141
							ファントムユニット関連費用の支払い	1,602,750	関係会社未払金	168,490
							金利スワップ	6,194	デリバティブ債務	361,467

取引条件および取引条件の決定方針等

1 上記の取引については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(2) 役員

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金または出資金（千円）	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	幾嶋 崇	-	-	当社取締役	-	-	親会社キャピタルユニット購入資金の貸付け	-	従業員長期貸付金	12,722
役員	岡田 洋隆	-	-	当社取締役	-	-	親会社キャピタルユニット購入資金の貸付け	-	従業員長期貸付金	38,163

取引条件および取引条件の決定方針等

1 上記の取引については、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金または出資金（千円）	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	岡田 洋隆	-	-	当社取締役	-	-	親会社キャピタルユニット購入資金の貸付金回収	14,582	-	-
役員	平田 貴樹	-	-	当社取締役	-	-	親会社キャピタルユニット購入資金の貸付け	-	従業員長期貸付金	18,994

取引条件および取引条件の決定方針等

1 上記の取引については、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

- ・ニューバーガー・バーマン・アジア・ホールディングスII・エル・エル・シー（非上場）
- ・ニューバーガー・バーマン・グループ・エル・エル・シー（非上場）
- ・エヌピーエスエイチ・アクイジション・エル・エル・シー（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	5,905,345.67円	6,829,917.51円
1株当たり当期純利益	824,142.02円	921,295.76円

潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当期純利益(千円)	379,105	423,796
普通株主帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	379,105	423,796
普通株式の期中平均株式数(株)	460	460

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

[中間貸借対照表]

(単位：千円)

科目	中間会計期間末 (2025年6月30日)
(資産の部)	
流動資産	
現金・預金	1,285,319
前払費用	56,957
未収委託者報酬	751,608
未収運用受託報酬	251,473
未収投資助言報酬	42,052
未収収益	98,609
関係会社未収入金	396,159
立替金	90,414
流動資産計	2,972,594
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	285,680
器具および備品	216,818
リース資産	7,366
減価償却累計額	315,609
有形固定資産計	194,256
投資その他の資産	
関係会社株式	137,550
出資金	55,000
投資有価証券	1,422,660
従業員長期貸付金	111,844
差入保証金	269,716
繰延税金資産	706,041
投資その他の資産計	2,702,812
固定資産計	2,897,068
資産合計	5,869,662

(単位：千円)

科目	中間会計期間末 (2025年6月30日)
(負債の部)	
流動負債	
前受収益	47,688
未払手数料	29,079
関係会社未払金	89,251
未払費用	41,789
未払賞与	1,025,681
未払法人税等	124,693
未払消費税等	32,558
預り金	159,498
デリバティブ債務	416,053
リース債務	1,474
流動負債計	1,967,769
固定負債	
退職給付引当金	137,604
賞与引当金	278,956
デリバティブ債務	34,166
リース債務	1,475
固定負債計	452,203
負債合計	2,419,972
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	128,000
資本剰余金	

資本準備金	128,000
資本剰余金計	128,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	3,190,736
利益剰余金計	3,190,736
株主資本計	3,446,736
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	287,867
繰延ヘッジ損益	284,913
評価・換算差額等計	2,953
純資産合計	3,449,689
負債・純資産合計	5,869,662

[中間損益計算書]

(単位：千円)

科目	中間会計期間
	(自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)
営業収益	
業務受託報酬	659,403
委託者報酬	820,587
運用受託報酬	532,487
投資助言報酬	76,198
その他営業収益	77,281
営業収益計	2,165,958
営業費用	
支払手数料	30,146
広告宣伝費	9,760
調査費	55,322
委託計算費	28,216
通信費	9,694
印刷費	6,655
協会費	3,915
図書費	7,835
諸会費	2,230
営業費用計	153,776
一般管理費	
役員報酬および給料手当	741,665
賞与	924,717
その他給与	630,540
法定福利費	111,701
福利厚生費	14,909
退職給付費用	54,014
交際費	23,882
寄付金	2,324
旅費交通費	26,947
租税公課	13,451
不動産賃借料	147,570
不動産関係費	9,937
減価償却費	16,104
敷金償却費	3,300
業務委託費	73,210
消耗品費	4,039
備品費	839
銀行手数料	1,317
採用費	9,786
保険料	23,850
教育費	917
会議費	3,197
諸経費	1,009
一般管理費計	1,578,155

(単位：千円)

科目	中間会計期間
	(自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)
営業利益	434,026
営業外収益	
受取利息	9,120
受取配当金	96
投資有価証券売却益	988
投資有価証券運用益	21,921

雑収入	1,518
営業外収益計	33,645
営業外費用	
支払利息	1
為替差損	15,931
デリバティブ取引評価損	25,310
雑損失	25
営業外費用計	41,268
経常利益	426,403
特別損失	
固定資産除却損	54
特別損失計	54
税引前中間純利益	426,349
法人税、住民税および事業税	117,422
法人税等調整額	-
中間純利益	308,926

[中間株主資本等変動計算書]

中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本			株主資本 合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金	
			その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	128,000	128,000	2,881,809	3,137,809
当中間期変動額				
中間純利益			308,926	308,926
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	308,926	308,926
当中間期末残高	128,000	128,000	3,190,736	3,446,736

（単位：千円）

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	248,593	244,641	3,952	3,141,762
当中間期変動額				
中間純利益				308,926
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	39,273	40,271	998	998
当中間期変動額合計	39,273	40,271	998	307,927
当中間期末残高	287,867	284,913	2,953	3,449,689

[注記事項]

(重要な会計方針)

1．有価証券の評価基準および評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

(3) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております

リミテッド・パートナーシップへの出資

リミテッド・パートナーシップ契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2．デリバティブ取引の評価基準および評価方法

時価法を採用しております。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～18年

器具および備品 3～15年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、中間会計期間末における退職給付債務（簡便法による中間会計期間末自己都合要支給額）を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

6. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 業務受託報酬

当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、月次で算定し、当社がグループ会社に投資信託、投資顧問および投資助言関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。

(2) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって年4回、年2回または年1回受け取ります。期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 運用受託報酬

投資顧問契約に基づき、一定額または契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって年2回または年1回受け取ります。期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言契約に基づき、契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって年4回または年2回受け取ります。期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(5) 成功報酬

特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識され、契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

(6) その他営業収益

ファンドの紹介に関する契約書に基づき、コミットメント額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年2回受け取ります。契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によるものであります。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 投資有価証券

(3) ヘッジ方針

将来の価格変動によるリスクの軽減を目的としているため、対象資産の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(中間株主資本等変動計算書関係)

中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	460	-	-	460

2. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

従業員の送迎に使用する社用車であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間会計期間末(2025年6月30日)

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	933,515	933,515	-
資産計	933,515	933,515	-
デリバティブ取引	3	450,219	-

1 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、関係会社未収入金、立替金、未払手数料、関係会社未払金、未払賞与、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、その他重要性の乏しいものについても、記載を省略しております。

2 市場価格のない株式等および中間貸借対照表に持分相当額を純額で計上するリミテッド・パートナーシップへの出資については、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	中間会計期間末(千円)
子会社株式	137,550
出資金	55,000
リミテッド・パートナーシップ持分	489,145

3 デリバティブ取引によって生じた正味の債券・債務は純額で表示しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

中間会計期間末(2025年6月30日)

区分	時価(千円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
その他	-	933,515	-	933,515
資産計	-	933,515	-	933,515
デリバティブ取引				
金利関連	-	450,219	-	450,219
負債計	-	450,219	-	450,219

時価の算定に用いた評価技法およびインプット

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託であります。基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

中間会計期間末(2025年6月30日)

該当事項はありません。

（有価証券関係）

中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1．子会社株式（2025年6月30日）

市場価格のない株式等

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
子会社株式	137,550
合計	137,550

2．その他有価証券（2025年6月30日）

（単位：千円）

区分	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	931,063	510,606	420,457
	小計	931,063	510,606	420,457
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	2,451	2,542	90
	小計	2,451	2,542	90
合計		933,515	513,148	420,366

出資金およびリミテッド・パートナーシップ持分については、市場価格のない株式等に該当するため、上表には含まれておりません。

（デリバティブ取引関係）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）金利関連

中間会計期間末（2025年6月30日）

（単位：千円）

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	金利スワップ取引	445,590	445,590	34,166	34,166
合計		445,590	445,590	34,166	34,166

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（1）金利関連

中間会計期間末（2025年6月30日）

（単位：千円）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ取引	投資有価証券	500,000	-	416,053
合計			500,000	-	416,053

（資産除去債務関係）

中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当社は、本社オフィスの貸借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令および契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、定期建物賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち中間会計期間の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

（収益認識関係）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	中間会計期間 （自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）
業務受託報酬	659,403
委託者報酬	820,587
運用受託報酬	532,487
投資助言報酬	76,198
その他営業収益	77,281
合計	2,165,958

成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の「6．収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当中間会計期間および当中間会計期間末日後の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

日本	米国	韓国	合計
1,392,261	717,906	55,791	2,165,958

顧客の所在地を基礎とし、国に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり純資産額	7,499,325.99円
1株当たり中間純利益	671,578.61円

潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
中間純利益(千円)	308,926
普通株主帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	308,926
普通株式の期中平均株式数(株)	460

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額 : 10,000百万円(2025年3月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

委託会社による自己設定に係る取得申込みのみを取扱います。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

(1) 目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を使用します。

(2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日

ファンドの基本的性格など

委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など

委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など

目論見書の使用開始日

(3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。

「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。

「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。

請求目論見書の入手方法(ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど)についての記載。

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。

「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。

商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨の記載。
投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
当初元本額についての記載。
基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。
所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。

独立監査人の監査報告書

2025年10月8日

ニューバーガー・バーマン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 野島 浩一郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニューバーガー・バーマン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニューバーガー・バーマン株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を

含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年10月8日

ニューバーガー・バーマン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 野島 浩一郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニューバーガー・バーマン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニューバーガー・バーマン株式会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
(注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。